

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	令和元年度第2回川西市人権施策審議会		
事務局 (担当課)	市民環境部 人権推進課 内線(2412)		
開催日時	令和元年10月21日(月)午前10時～12時		
開催場所	川西市役所・4階庁議室		
出席者	委員	・谷委員・江見委員・石元委員・笹倉委員・藤井委員・西垣委員・南委員 ・前田委員・石田委員 欠席:安田委員 / 小田委員	
	事務局	市民環境部長・市民環境部副部長・参事兼人権推進課長・人権推進課副主幹 人権推進課主事・総合センター所長	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会議次第	1.開会 2.会長あいさつ 3.審議事項 ○人権行政推進プラン(第3次改定)案について 4.事務連絡 5.閉会		
会議結果	別紙審議要旨のとおり		

- 審議要旨 -

○会議次第2 石元会長のあいさつ

○会議次第3 審議事項 人権行政推進プラン(第3次改定)案について

・資料に基づき、事務局より、第3次改定案の主な改定のポイントと審議会特別部会をふまえての改定箇所の説明。

○以下、主な審議経過の内容

会 長	第4章はすごく長いので、とりあえず1ページから15ページまでのところで、お気づきの点等ありましたら出してください。
委 員	総合センターの名称についてなんですけれども、以前から、総合センターの名称について、この審議会の中でも討議がなされて現在に至っていることもご存じだと思うんですが、やはり、川西市総合センターというのは人権センターとしての拠点という形の中で、今まで歩んできております。その中にコミュニティって入れますと、目的が少し違ってくるように思っています。川西市総合センターという名称をそのままして、その中に人権センターとしての機能充実を図るというような形で表現したらいいと思うんですが。
事務局	川西市の条例の中に、総合的なコミュニティセンターとして川西市総合センターを設置することが書かれていますし、5年前の人権行政推進プランにおいても、人権コミュニティセンターとしての総合センターということを書いております。
委 員	5年前から、そうなっているということではなくて、今回は改定版ということで意見を言ってるんです。おかしいなと思えば、それを新しくしていくというのも、意味があるんじゃないのかなと私は思います。
事務局	コミュニティというのは人と人が集まって交流するという意味です。
委 員	十分「コミュニティ」の意味はわかっています。今、地域分権という中で、各地域にコミュニティやコミュニティセンターなんかできてますが、川西市総合センターは、それらとはまた違うと言いたいです。
会 長	要するに、人権コミュニティセンターとしての総合センターという書き方を変えてはどうかということで、これは具体的に川西市総合センターとしたほうがいいということですね。本編について、他の委員の方で何か意見ありましたら。
委 員	私は、川西市と入れたらどうかということとは、ちょっとなんか繋がらないような気がします。
委 員	桜小校区にも桜小校区コミュニティというのができたんです。それができるにあたって、私とこの組織(部落解放同盟)も入って、いっしょに学習したいと思うのでよろしくと言っていただけたけれども、設立の過程で、部落解放同盟という組織ではなく、個人の名前で入ってほしいという意見が出てきた。そう言われて、桜小校区のコミュニティに入れてないんですよ。私たちはその地域に生まれ育って、子どもも桜が丘小学校に登校させているにもかかわらず、ただたんに組織の事務所の住所が、川西北小校区だからという理由だけで、そんなことがあったんです。

委員	どうも個別の案件のような気がするのですが。
委員	いや、だからそういった意味の中で、桜小校区のコミュニティには、入ってないんです。やはり基本的には、先程に言ったように川西市総合センターというのは人権センターの機能を充実すべき拠点という形があってもいいと思います。
会長	では、コミュニティというのを取らせていただいて、人権センターとしての総合センターということでは、どうでしょうか。
委員	要するに、コミュニティっていうと、その校区のイメージっていうのが先に出てきますか。
委員	はい。
会長	はい、わかりました。では、人権センターとしての川西市総合センター、でよろしいでしょうか。
委員	はい。
会長	川西市なにがしという表記については、何かのルールを決めておくことを検討しないといけないと思いますので、その点、チェックして、よろしくをお願いします。
事務局	はい。
会長	では、11 ページから 15 ページのところ、他にお気づきの点ございましたら、ご指摘よろしくをお願いします。
委員	はい。13 ページ、(3)の地域社会における人権教育、人権啓発についてなんですけど、その で、小学校区ごとやコミュニティーで実施される人権教育・人権啓発活動について支援しますと、書かれているけれども、小学校区ごとやコミュニティーでは、正直、なかなか進んでいっていない、どんどん弱まっていっている印象を持ってましてね。それは、うちの地域だけかもわかりませんが、おそらく同じように、その当時の人権担当者によく話していたんですが、非常に困っている点が、地域の中で、どんなイベントをしたらいいのか。人権のDVDを借りたり、講演会を開いたりしても人が集まらないという実態もありました。随分苦労されている、最後には部長辞めたいんですわという話でね。ただ引き継ぐ人もいないと。そんなことが、随分以前から私は思ってますが、ここにはこの一行で済まされないものがあるんじゃないのかなと。もう少しそういった地域に対する支援をやるのであれば、ここに書かれているように、当然、小学校区という一つの単位に対してどのようにして推進を図っていくのか、もう少し意を尽くしてもいいのかなと。これだけでは、済まされないような気がするんですがね。その辺どうお感じになっておられるのか。
事務局	委員から、言われたところの課題ですね、まず今後のことを言われたと思うんですが、9ページの地域社会における人権啓発の成果と課題というところで、 番のところの後半の小学校区、これは全体的なこと含まれているんですが、地域社会ということで、これも小学校区のことも含めていまず。また課題についても少しは書かさせていただいてますけども、今後のことについて、もう少し検討させていただきたいと思います。 点線の括弧の中に、主な取り組みということで同じように、小学校区への支援ということで書いていますが、もう少しこの辺も含めまして検討していきたいと思います。
委員	すみません。今の件ですが、なぜ、小学校区の人権啓発推進委員会が必要なのかということを含めての人がご存知かなと。やはりマンネリ化してきてるんじゃないかなと思うんです。というのは、名称だけが先走りしちゃってね。人が変わりますよね。年代も変わってきます。子育ての仕方も変わって

	<p>きてますよね、近代的になってきますね。</p> <p>そうすると、今の時代に合った研修の中味とか人集めの仕方であるとかを考えていかなければいけないのではないかなと思うんですよね。やはりそういう会に私も参画することがあるんですが、初めは、委員にいやいやなったんだけれども、最後には、とてもいい勉強させていただきましたって、おっしゃられるPTAの方たちもおられるんですよ。そこで、だったらもう1年してくれはったらいいのになあとは思いますが。</p> <p>やっぱり学び方っていうのは、その人たちが何を学びたいのかのニーズをきっちりと把握しないと、人集めも大変だろうし、興味のあることに対しては皆さん集まると思うんですよね。大切なことは少しの人数でもやっていかなければいけないかなって私は思います。よって、このところ、項目として、2つ挙げているんですが、例えば、なにになが実現できるように、とかいう具体的にわかりやすく書いてほしい。一つは、市内に16小学校区14コミュニティがあるんですが、全部そろいました。これはもう地域分権制度がすべての小学校区に対して、そろったということです。ただし、2小学校区で1コミュニティというは2つあります。この小学校区やコミュニティに対する支援とはっきり書いてもらったほうがいいのではないかと、その後の、人権教育・人権啓発活動ということなんですが、もう少し文章として、実態を把握した上で、さらに進めていくんだという思いが読んだ人に伝わるような感じができればなおいいかなと思います。</p>
事務局	はい、わかりました。
会長	はい。他にどうでしょうか。ないようでしたら、16ページ以降、それぞれ人権課題について述べられている部分のところでご意見がありましたら。
委員	16ページの(1)女性の人権の現状の課題のところ、婦人センター開設に至る経過、或いは開設後の説明もいろいろ書いてあるんですが、婦人センターは今はないわけですよね。それでは現状と課題にはならないのかなという気がしたものですから、そこら辺はどうなんでしょうか。なんか今なお婦人センターが動いているような印象ももたれる、もう少し説明があるのかな、と、私は思うんですけど。
事務局	県内初の婦人センターを開設したということで載せてるんですけど、おっしゃる通り、それは今はもう男女共同参画センターになっているということの説明は入っていませんので、少し考えさせていただきます。
会長	はい、お願いします。
委員	細かい点なんですけど、31ページのセクシュアルマイノリティの人権の現状と課題の4行目のところで、「私たちの社会は、これが当たり前で普通であると考えてきました。」という表現になってるんですが、具体的にはわからないんですが、ここは慎重にというか、かなり表現も配慮しておいたほうがいいかと思います。
会長	はい。そうですね。多様な性があるっていうような見方っていうのは以前と比べると大分変わってきましたので、はい、わかりました。「～きました」、に直すということですね。他にどうぞ。
委員	同じ、セクシュアルマイノリティの所なんですけど、パートナーシップの制度の導入を検討すると書いてあるんですが、具体的にはまだなくて、今はまだっていうところですか。もし具体的に段取りみたいなものがあるならば、そういうことを表記してはどうかと思ったんですが。
事務局	まだ、こちらのほうは今回、検討しますということですので、具体的に決まっているものではありません。ただ、他市では、市営住宅にパートナーでも入れるとかっていうのはあるので、もし導入するとい

	うことになれば、そういうことをなど、市のほうで結婚同等とみなすということで、どんな取り組みがあるのか、調査とかをしていかないといけないかなというふうには考えています。
委員	どこの人権課題になるのか、ちょっとわかりませんが、いわゆる子どもがいない夫婦に対する差別というようなことが事例としてあると思うんですけれども、そういう方は、どこに入りますか。
事務局	「その他の人権課題」のところですか。
会長	例えばどんな差別なんですか。具体的におっしゃっていただければ。
委員	子どもはまだか、とか、結婚はまだか、とか、そういうふうに言われて、辛い気持ちなるっていうような感じです。
委員	それらを挙げていくと、きりがありませんね。
事務局	一応、ここにあげているのは法務省があげてる人権課題をベースにしていますので、川西市として独自に追加するかどうかは、少し議論が必要かとは思いますが。
委員	書き方として、ここにあげているのがすべてではなくて、時代とともに人権課題も、ひろがっていくというか高まっていくというか、そのところを何か文章的に加えていただければと思います。
会長	はい。他にお気づきの点ありますかでしょうか。
会長	私のほうから言いますと、文章が、すごく長いところがあるんですね。例えば、19 ページの高齢者の人権、現状と課題で始まる文章なんですけど、この文章が5行にわたっているんですね。意味がとりにくいってわけではないんですが、2つぐらいに分けてはどうかと思ったり、21 ページの下からの第2段落目で、下から8行目なんですけど、障害のある人が、から始まって、この部分が6行におよんでいて、ちょっと文書がすごく長くなってると感じるのと、それから段落で、2つの文章で段落を切ってるっていうんですか、要するに改行をして、1つの文章で1つの段落っていうようなところが、割と多いんですね。 先ほどの 19 ページのところをご覧くださいますと、ちょっと先ほどの5行にわたるっていう文書のその下なんですけど、だいたい1つの文章で1段落となっているんですね。 読みやすいと言えば読みやすいんですが、ちょっとこれもいくつかの文章で段落をまとめたほうがいいように思います。 それからの若干読みにくいと感じたのが、20 ページの今後の方向性の黒い丸の2番目なんですけど、人権の問題としては、特に高齢者が地域で安心して尊厳ある、多分、生活にかかると思うんですけれども、尊厳ある、点、その人らしい生活ができ、ですね。それから、はつらつと生きがいを持って地域社会に主体的に参加できるよう、点、高齢者に対する偏見の解消や、日常に対する正しい知識の普及、啓発に努めるとともに、まだ続くんですけれども、ちょっとここも。 長くて読みにくくなっていますので、読みやすい文章に考えていただけたらというふうに思います。 全体を通してでも構いませんので、1 ページから全体でお気づきの点がありましたらどうぞ。
委員	33 ページの職場に関する人権課題なんですけど、ハラスメントの種類を、いくつかあげてくださっているんですけれども、最近のデータでは、問題となっているマタハラについて、入れてもいいのではないかと。 それと 16 ページの女性の人権のところも、その性別役割分担意識ですとか、構造的な問題にも言及しているので、そのところもちょっとバランス見て書いていただければと思います。
事務局	はい。

委 員	女性の人権に関してですね、そのマタハラという言葉としては出てこないですけども、その言葉として意識してもらって、少し表現を直していただければと思います。
事務局	はい。
会 長	点線の枠の中にも、用語解説を入れる。ということで。
委 員	すみません。私、高齢者のところですごく文章が長くて、読むのも大変だなと思ったんですが、長ければええってもんでもないんですけども、やはり、遅いか早いかみなさん歩む道ですのでね、高齢者問題っていうのは、すごく身近な問題として考えていくというような若い世代が高齢者のことを考えていかなければならないと思うんです。だからそういった意味の文章を記載していただけないかと思うんですがどうでしょうか。 まあ、そういう記述が入ったほうが、自分も関わる人権問題だというのがわかるんじゃないかと思えます。
事務局	はい。そうですね。ちょっと考えてみます。
会 長	他にどうでしょうか。 はい。だいたい出尽くしたかなという感じですかね。 では、今後の予定について、具体的にどういうふうに進んでいくのかですね、今後、審議会では何をするようになるのかも含めて、ちょっとご説明いただけるでしょうか。
事務局	すみません。その前に一点。 前回の部会でも、ちょっと出てなかった点で、表紙のところのサブテーマが空白になっているかと思うんですが、部会でもこの部分は、もうあらかじめ決まっているのかどうかというような話もあったんですが、その後、申しわけないですが、行政内部で、ここも見直してみたらという話が出たんでちょっと空白にしています。 この案については、現在、「だれもが当たり前の幸せを実感できるまちをめざして」というテーマを考えているところですが、現プランは「だれもが幸せに暮らせるまちをめざして」となっていますが。
委 員	前のプランと一緒にですね。
事務局	いえ、微妙に違います。 この案が絶対かということでもないのですが、未だ検討しているところです。
委 員	変えられた理由はなんですか。
事務局	この部分について、市長から「当たり前の幸せを実感できるまち」ではどうだろうというような話がありまして、皆様のご意見を聞かせていただきたいと思います。 ただ、市長も、自分の案が絶対と言っているわけではなくて、こんな意見もあるけど、どうしたらいいかという提案です。
委 員	私は、長年、以前のもので親しんできていますので、以前のままでいいのではないかなと思います。
会 長	はい。そういうご意見もありますので、また、委員の皆さんでもっといい案があれば出していただければと思います。( 後日でも事務局の方へ) では、今後の予定について。
事務局	今日のご意見を参考にしまして反映したプランをつくります。大体 10 月の 28 日頃には郵送させて

	<p>いただきますので、ご確認の方をしていただきます。</p> <p>そのあと11月、12月と議員の皆さんや市民の皆様にご意見をいただきまして、またその修正したプランを3月の審議会の前に郵送させていただきますので、それでその審議会をもって答申として、審議いただくという運びになります。</p>
会 長	<p>はい、わかりました。そういうスケジュールで進むということですね。ですから、修正されたものがまた送られてきて、何か意見があれば、出せるということですね。</p>
事務局	<p>はい、そういうことですのでよろしくお願ひいたします。</p>
会 長	<p>他にどうですか。あの全体を通してでもいいんですが、ご意見ございましたら、出していただきたいんですが。</p>
委 員	<p>すみません。あの、議員の方はわかるんですが、市民の声っていうのは何かあるんですか。</p>
事務局	<p>12月2日から1月6日まで各公民館や総合センターや行政センターなどに、プランの原案を配付させていただきます。またホームページにも載せさせていただきます。</p> <p>それらのご意見をもとに、修正等を行っていくということになります。</p>
会 長	<p>そうしましたら、本日の審議事項はこの一点だけだったんですが、よろしいでしょうか。</p> <p>はい、では、第2回の審議会を閉じたいと思います。どうも今日はありがとうございました。</p> <p>終了</p>